

# 推薦委員会に関する細則

## 第1章 推薦委員会の構成

- 第1条 推薦委員会は次の役員及び委員によって構成する。
1. 推薦委員は1年と9年を除く各学年から1名選出する。選出時期は、常任委員選出時と同時とし、立候補者を優先して選出する。
  2. 推薦委員長は、推薦委員選出に先立ち、立候補を優先して選出する。
  3. 立候補者がいない場合は推薦委員会で選出する。
  4. 推薦委員は常任委員を1回、推薦委員長は常任委員を2回、経験したものとみなす。但し、二子目とする対象は当該児童・生徒が在学中に入学した弟妹に限る。
  5. 推薦委員の再任は妨げない。

## 第2章 推薦委員会の招集

- 第1条 推薦委員の氏名は全会員に通知する。  
第2条 推薦委員会は委員長が必要と認めたときに開催する。

## 第3章 推薦委員会の任務

- 第1条 推薦委員会の任務は下記の通りとする。
1. 次年度の役員候補者を公募にて受け付ける。
  2. 役員候補者を選出し、実行委員会に推薦する。
  3. 実行委員会に出席のうえで、推薦活動状況の報告を行い、情報共有を行う。
  4. 役員選出に関して一切の責任を持ち、他の如何なる干渉も受けない。
  5. 全役員候補の承諾をもって、全会員に名簿を公示できる。
  6. 推薦委員会の活動で知りえた情報及び会議の内容等は、選考中はもちろん、事後においても一切他に漏らしてはならない。

## 第4章 推薦委員長及び委員の欠員補充

- 第1条 推薦委員長が欠員となった場合は、副委員長を後任に充て、当該委員会で新たに副委員長を選出する。
2. 委員に欠員が生じ、その補充が必要となった場合は、当該学年から後任を選出し補充する。

## 第5章 細則の改正

- 第1条 この細則の運用に関する必要事項は、実行委員会で協議し決定するものとする。その内容については必要に応じて全会員に告知されなければならない。